

京都市洛西ふれあいの里の民間移管に係る契約候補事業者の公募に関する質問及び回答について

No	質問	回答
1	<p>「市有財産売買契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）における「この契約」とは仮契約を指し、「本契約」とは仮契約後に議会の議決があった旨が通知された後の売買契約を指すという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。なお、契約書(案)における「この契約」という文言は本契約移行後、「本契約」と読み替えるものとします。</p>
2	<p>1の考え方に基づけば、契約書（案）第1条の「甲及び乙は、…誠実に<u>本契約</u>を履行しなければならない。」及び第5条の「乙は、<u>この契約</u>の締結日から14日以内に、…契約保証金を差し引いた金額を、…甲に支払わなければならない。」との規定について、第1条の「本契約」は「この契約」と表記し、第5条の「この契約」は「本契約」と表記する方が適切ではないでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第1条及び第5条について、御指摘のとおり、第1条は「この契約」と表記することが適切で、第5条は「本契約」と表記することが適切です。契約書(案)を修正していますので、御確認ください。</p>
3	<p>契約保証金は本契約締結後5日以内に支払い、契約保証金を差し引いた残額は本契約締結後14日以内にそれぞれ支払うこととなっていますが、売買代金全額を本契約締結後5日以内に一括して支払うことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
4	<p>申込書類である運営実績及び事業計画について、指定管理の場合は、匿名での作成が求められていますが、本件においては、匿名での作成を求められておりません。</p> <p>したがって、提出する資料関係や既存のマニュアル等については、法人名や同法人が運営する事業所名を記載したまま（白抜きやマーキングをしない）でよろしいでしょうか。</p>	<p>次回の選定委員会では、提出いただいた資料等を元に、申込みのあった社会福祉法人に対してヒアリング審査を実名で行う予定であるため、匿名での作成は求めていません。また、選定委員と応募者の間に利害関係があると認められたときは、当該委員は解嘱されるため、公正な審査は担保されています。</p>